平成２０年（フ）第１９５８３号
東京都港区南青山４丁目17番33－305号
ｎ－ＯＭ１
破産者　水山裕文こと　姜　　裕文
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９４８１号
東京都千代田区飯田橋１丁目12番４号
破産者　輪急便株式会社
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１４２９号
大阪府大東市諸福５丁目９―10
破産者　寺西　正己
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１７７号
東京都八王子市東浅川町546番地19八王子サニーハイツ610号
破産者　北原百合江
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６９７号
横浜市中区曙町２丁目19番地１曙町新井ビル11階、商業登記簿上の本店所在地横浜市中区日本大通11番地横浜情報文化センター12Ｆ
破産者　マークコンピューティング株式会社
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６９８号
横浜市中区曙町２丁目19番地１曙町新井ビル11階
破産者　マークライズソフト株式会社
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４９号
神奈川県横須賀市子安１番
破産者　株式会社カナソウ
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第３６号
千葉県市川市大洲４丁目９番２号、申立時の住所山梨県都留市つる１丁目８番13号
破産者　小太刀　実
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第３７号
千葉県市川市大洲４丁目９番２号、申立時の住所山梨県都留市つる１丁目８番13号
破産者　小太刀志ほ子
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第２６５号
長野県上田市常田２丁目１番17号
破産者　小林木工株式会社
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第９１号
長野県小諸市大字御影新田2488番地18
破産者　株式会社桜来
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２０年（フ）第３７９号
奈良県桜井市大字芝1029番地の１、営業所奈良県生駒郡三郷町信貴ヶ丘１－１－12　安岡ビル２Ｆ201
破産者　三共建設株式会社
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第９４７号
岡山市北区平田141番地108、申立時の住所岡山市北区平田134番地107
破産者　祇園　髙一
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３９７号
広島県山県郡安芸太田町大字加計3449番地
破産者　有限会社上田工務店
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３５号
北海道檜山郡江差町字愛宕町88番地
破産者　本間建設工業株式会社
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３８２号
北海道旭川市錦町11丁目3080番地
破産者　有限会社味覚
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２６号
千葉県山武市松尾町松尾135番地
破産者　株式会社松尾創建
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１９５号
千葉県銚子市清水町1432番地
破産者　株式会社高野
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１０６０号
東京都八王子市上野町34番11号
破産者　株式会社日機
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２５０２号
神奈川県鎌倉市大船１―14―23、商業登記簿上の本店所在地東京都港区芝２丁目16番５号
破産者　株式会社サンシャイン
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７０３号
石川県金沢市神谷内町ニ122番地
破産者　越村運輸倉庫株式会社
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所